社会福祉法人明和福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明和福祉会(以下「当法人」という)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

- 第2条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席する場合、また監事が監査を実施する場合、法人業務のため出張する場合には次の通り報酬を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。
 - (1) 理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合の報酬 支給なし
 - (2) 監事が、監査を実施した場合の報酬 支給なし
 - (3) 役員等が上記以外の法人業務のために出張した場合の報酬

(費用弁償)

- 第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、報酬とは別に次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。
 - (1) 理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償 支給なし
 - (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償 支給なし
 - (3) 役員等が上記以外の法人業務のために出張した場合の費用弁償

旅費	実費
宿泊費	実費

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。